

個人情報保護委員会（第56回）議事概要

- 1 日時：平成30年3月8日（木）10：30～11：30
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、熊澤委員、丹野委員、嶋田委員、
手塚委員、大滝委員、宮井委員
其田事務局長、福浦事務局次長、的井総務課長、山本参事官、
小川参事官

4 議事の概要

- (1) 議題1：平成30年度個人情報保護委員会活動方針の方向性について
事務局から、資料に基づき説明を行った。

手塚委員から「委員会は、国民にとって極めて重要な取組を行っており、企業にとってもビッグデータ活用の観点から、我々がどのような方針で取り組んでいくかということは、国内外を問わず非常に関心が高い。このため、活動方針の方向性を示すことは、委員会の活動の基となる考え方などを広く認識してもらうためにも大きな意義がある。しっかり取り組めるような方針を作っていきたい」旨の発言があった。

嶋田委員から「消費者・子供向けの広報活動の拡充と日本企業のグローバル活動の支援について、これは新たに取り組むということか、それとも今取り組んでいるものを拡充していくということか」との質問があり、これに対し其田事務局長から「いずれについても、ハンドブックの作成、コンテンツの掲載など始めているが、今後更に活動の展開、提供する情報の充実を考えている」旨説明した。

また、堀部委員長から「盛り込むべきポイントがしっかり整理されている。この方向性を踏まえて、活動方針を具体化してまいりたい」旨の発言があった。

方向性について、原案のとおり了承され、策定作業を進めることとなった。

- 2) 議題2：欧州一般データ保護規則に関する情報提供について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

熊澤委員から「GDPR（一般データ保護規則）は今年5月に適用が開始されるということで我が国の事業者の多くが適用を受ける可能性があるため、その周知を図り、対応を促すことは非常に重要である。情報を集約して発信する試みは有意義である。今後もあらゆる機会に委員会として継続的に情報を収集し、発信していきたい」旨の発言があった。

また、堀部委員長から「日EUの相互認証が実現したとしても、域外適用によりGDPRの適用対象となる事業者は、中小規模の事業者も含め、それに準拠した体制構築等の対応をしていく必要がある。当委員会が情報を提

供することは大変重要であり、今後も継続して取り組んでいきたい」旨の発言があった。

以 上